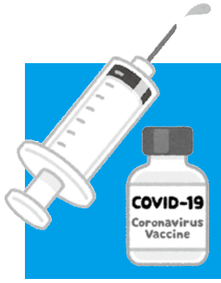

8月2日（月）から 新型コロナワクチン接種証明書を交付します

新型コロナウイルスワクチンの予防接種を受けた町民の方で、**海外渡航等の事情がある場合に限り、**予防接種済証とは別に「予防接種証明書」を交付します。

必要な方は、必要書類を準備の上、下記の方法で申請してください。申請書は、保健福祉課保健医療グループ窓口に準備しているほか、町ホームページでダウンロードいただけます。交付手数料は無料です。

窓口での交付

受付時間　月～金曜日の午前８時３０分～午後５時１５分
受付場所　保健福祉課保健医療グループ

必要書類

①接種券（予防接種済証）
②旅券（パスポート）

※接種券は、切り離さず台紙ごとお持ち下さい。
※旅券に旧姓･別姓･別名（英字）の記載がある場合は、旧姓･別姓･別名が確認できる本人確認書類
※本人が窓口に来られない場合は、代理人が申請することもできます。代理人による申請の場合は、本人の自署による委任状が必要です。

郵送での交付

証明書を郵送で申請する際は、必要書類を添えて保健福祉課保健医療グループ宛にお送りください。

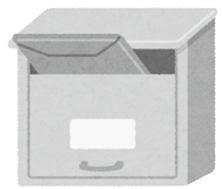

必要書類

①申請書
②接種券（接種済証）の写し
③旅券（パスポート）の写し
④返信用封筒

※旅券に旧姓･別姓･別名（英字）の記載がある場合は、旧姓･別姓･別名が確認できる書類
※返信用封筒は、送付先を記入の上、切手（84円分）の貼り付けをお願いします。

詳細は、ホームページをご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

■大石田町新型コロナワクチン接種対策室　℡ 35 － 2111（内線 170・171・172・173）

農地の貸し借りには

農地中間管理事業が便利です

「農地中間管理事業」は、農地中間管理機構が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です。

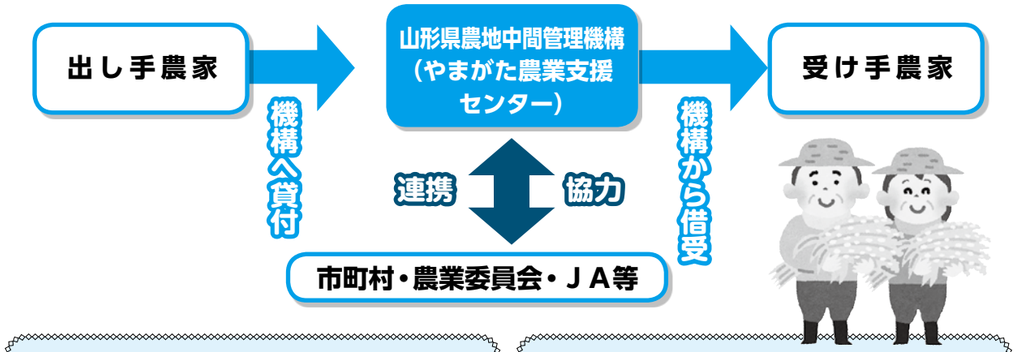

○農地を貸したい方（出し手）

- 農業経営のリタイアを考えている方
- 農地を相続した方
- 経営の縮小を考えている方

○農地を借りたい方（受け手）

- まとまった農地で効率経営を目指す方
- 経営規模拡大を目指す方
- 新規に農業参入を目指す方

○出し手農家のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です
- 賃借料は機構からの口座振込で、手間がかかりません
- 要件を満たすと機構集積協力金（経営転換協力金等）が受けられます

○受け手農家のメリット

- 複数の出し手農家から農地を借りても、契約は機構とのみ（契約の手間が省けます）
- 賃借料の支払いは一括で口座振替
- まとまった農地を長期間借りられ、作業の効率化とコストダウンが可能です

経営転換協力金

離農や経営部門の減少に伴い、全ての経営農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、経営転換協力金の交付を受けることができます（各種要件があります）。

今年度をもって現行の制度は終了するため、交付を希望する場合は、期限内にお申し出ください。

【交付対象者】
・リタイアする農業者
・農地の相続人で、農業経営を行わない方
・農業部門の減少により経営転換する農業者

【交付単価】
・１０ａあたり１.５万円、上限５０万円／１戸

【交付要件】
・機構に対して、**すべての農地を１０年以上**貸し付ける必要があります（一部例外を除く）

【申請期限】
・**令和３年８月６日（金）**までにお申し出ください。

■産業振興課農林グループ　℡３５－２１１１（内線１４２・１４３）
※農業振興地域内の水田の貸し借りにあたっては、地域の農用地利用改善組合で受け手農家を協議します。